

【Q 拠点区分間の費用配分】

Q. 複数の拠点区分・サービス区分に共通して発生する経費は、どのように処理したらよいのでしょうか。

A

特定の拠点区分・サービス区分の発生として個別的に識別できる経費は、その拠点区分・サービス区分において計上されますが、複数の拠点区分・サービス区分に共通して発生する経費については、合理的な按分基準により各拠点区分・サービス区分へ配分します。

合理的な配分方法については、「社会福祉法人会計基準適用上の留意事項（運用指針）」別添1に具体的な科目及び配分方法が定められています。

これらの配分方法を参考として自法人の実態にあった配分方法を決定し、正当な変更理由がない限りそれを每期継続して適用します。